

令和元年度（2019年度）行政評価シート【個表】

令和元年7月5日

評価対象事業		評価者	住宅課長	近藤 裕二	
都整-22	実施事業	空き家等対策推進事業	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務	主管課	住宅課
	まち・ひと・しごと		<input type="checkbox"/> 法定受託事務	関連課	
総合計画上の位置付け	分野	住宅・住環境	施策の方針	鎌倉らしい住まいづくり	

1 事業の目的

対象	市民等
意図	空き家等対策を総合的かつ計画的に実施するため。
効果	適切な管理が行われていない空き家等に関する施策を推進し、市民の生活環境の保全を図る。

2 平成30年度(2018年度)に実施した事業の概要

<ul style="list-style-type: none"> ・空き家データの管理のため、空き家管理システムを導入した。 ・危険な空き家1軒を空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく特定空家に認定した。 ・空き家問題に関する専門知識を有する7団体と空き家等対策に関する協定を締結した。 ・市民等から寄せられる空き家に関する相談に対して、必要に応じて情報提供や所有者への指導等を行った。 ・空き家の適性管理に関する周知・啓蒙を行った。

3 事業費等基礎データ

データ区分	29年度(2017年度)決算		30年度(2018年度)決算		01年度(2019年度)当初予算		備考
	人 口	世 帯 数	人 口	世 帯 数	人 口	世 帯 数	
人口等のデータ	176,466人	81,150世帯	176,308人	81,763世帯	176,436人	82,444世帯	・各年3月31日(住民基本台帳)
事業の対象者数							
運営資源状況	決算値(千円)	321	3,055	当初予算(千円)	1,269		
	国県支出金			国県支出金			
	地方債			地方債			
	その他			その他			
	一般財源	321	3,055	一般財源	1,269		
	人員配置数	1.5	1.0	人員配置数	1.0		
人件費(千円)	11,842	7,727	人件費(千円)	7,823			
事業経費運営	総事業費(千円)	12,163	10,782	総事業費(千円)	9,092		
	市民1人当りの経費(円)	69	61	市民1人当りの経費(円)	52		
	対象者1人当りの経費(円)			対象者1人当りの経費(円)			

4 評価結果

※「効率性」「妥当性」「有効性」「公平性」「協働」については、ブルダウんで選択。

効 率 性	事業費に削減余地はないか	2. ない
	関連・類似事業との統合はできないか	2. 統合に向けた検討は可能
妥 当 性	事業の実施に対する市民ニーズはあるか	3. 変わらずにある
	事業の廃止・休止による市民生活への影響は大きいのか 今後も市が実施すべき事業か	3. 廃止・休止による影響は大きくある 5. 豊かな市民生活に寄与することから、今後も市が実施する必要がある
有 効 性	事業の成果は得られているか	2. 成果は概ね出ているが、更なる努力は必要である
	事業の上位施策に向けた貢献度は大きいのか	3. 事業の方向性や手法は概ね適切であり、一定程度貢献している
公 平 性	受益者負担は公正・公平か	△.負担未導入 △-3. 受益者が特定できないため、受益者負担を求めることができない
		△-1. 今後、市民等との協働による事業実施に向けた検討が必要である
協 働	市民等と協働して事業を展開しているか	△.協働未実施 協働実施済の場合のパートナー

事業内容の方向性	<input type="checkbox"/> a: 事業内容を見直す ⇒	見直しの種類	<input type="checkbox"/> 拡大	見直しの内容	
	<input checked="" type="checkbox"/> b: 事業内容は現状通りとする		<input type="checkbox"/> 縮小		
	<input type="checkbox"/> c: 事業を休止又は廃止する		<input type="checkbox"/> その他		
	<input type="checkbox"/> d: 他事業と統合し、本事業は廃止する ⇒				事業へ統合
予算規模の方向性	<input type="checkbox"/> A: 予算規模を拡大する	事業内容・予算規模の方向性設定の理由			
	<input checked="" type="checkbox"/> B: 予算規模は現状維持とする				
	<input type="checkbox"/> C: 予算規模を縮小する				

総評(評価に対する考え方、根拠等)	<p>・空き家等の適正管理は、一義的にはその所有者又は管理者の責務であるが、空き家等対策の推進に関する特別措置法では、市は空き家等に関する対策の実施及びその他の必要な措置を適切に講ずるよう努めるものと定められており、今後も市が実施する必要がある。</p> <p>・平成30年度は空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて設置した協議会を開催するとともに、市民等の空き家に関する意識啓発や相談対応を行った。今後も継続して鎌倉市空き家等対策計画に基づき空き家に関する施策を実施することにより、空き家等や特定空き家等が増加しないように努めていく。</p>
-------------------	--

平成30年度(2018年度)事業実施にあつた課題(前年度未解決の事項を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 空き家の所有者、実態、相談内容等のデータを関係課と共有し、一元的に管理すること。 対応が困難な、所有者不明や相続放棄された空き家に対応できるよう専門分野での相談体制を構築する必要がある。 市民等に対して空き家管理に関する意識啓発を行うこと。 	
課題解決のために行った平成30年度(2018年度)の取組	<ul style="list-style-type: none"> データベースを構築するとともに、庁内関連課で情報共有ができるように、空き家管理システムを導入した。 不動産や法律等、空き家問題に関する専門知識を有する7団体と空家等対策に関する協定を締結した。 固定資産税等納税通知書にリーフレットを同封するとともに、町内会等で説明を行った。 	<input type="checkbox"/> 解決 <input checked="" type="checkbox"/> 一部解決 <input type="checkbox"/> 未解決
未解決の課題、新たな課題とその理由	<ul style="list-style-type: none"> 認定した特定空家の所有者に対して指導等を行う。 協定を締結した7団体と協定に基づく協働体制を検討する。 	

○ 他市比較・ベンチマーク(県内外自治体など他自治体や民間団体との比較値)

比較事項	空家等対策計画(空家法第6条)の策定									
団体名	鎌倉市	藤沢市	茅ヶ崎市	平塚市	逗子市	横須賀市	三浦市	横浜市	川崎市	
他市実績	○ H28	○ H27	○ H28	○ H29	×	× H30	×	○ H27	○ H28	
比較事項	協議会(空家法第7条)の設置									
団体名	鎌倉市	藤沢市	茅ヶ崎市	平塚市	逗子市	横須賀市	三浦市	横浜市	川崎市	
他市実績	○ H28	×	○ H28	○ H29	×	×	○ H29	○ H27	○ H28	
比較事項	空き家問題に関する専門知識を有する団体との連携体制の構築									
団体名	鎌倉市	藤沢市	茅ヶ崎市	平塚市	逗子市	横須賀市	三浦市	横浜市	川崎市	
他市実績	○	○	○	○	×	○	○	○	○	
当該事業実施に伴う他市比較に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> 対策計画の策定及び協議会の設置については、県内市町村の中でも比較的早い次期に取り組むことができた。 空き家問題に関する専門知識を有する団体との連携体制構築は、多くの市が取組んでおり、本市は平成30年度(2018年度)に専門知識を有する団体と空家等対策に関する協定を締結した。 									

◎ 事業実施に係る指標

指標の内容	空き家に関する意識啓発活動					単位	回	指標の傾向	⇒	備考
当該指標を設定した理由	年次	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R01(2019)			
事業を進めていくうえでは、空き家所有者の協力が不可欠であるため	目標値	-	-	-	5.0	5.0	5.0			
	実績値	-	-	-	8.0	5.0				
	達成率	-	-	-	62.5%	100.0%				
当該事業実施に伴う指標の推移に関する考え方	空き家の対策にあたっては、管理に対する所有者の意識啓発が必要であるため、指標として設定する。									